

経済財政運営と改革の基本方針 2020 について

〔令和 2 年 7 月 17 日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2020 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2020
～危機の克服、そして新しい未来へ～

令和2年7月17日

経済財政運営と改革の基本方針 2020 (目次)

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と 新しい未来に向けて _____ 1

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況
— 我が国が直面するコロナのグローバル危機
 - (1) 感染症の拡大を受けた現下の我が国経済の状況
 - (2) コロナの時代の国際政治・経済・社会情勢 — 国際秩序の揺らぎ
2. ポストコロナ時代の新しい未来
3. 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く
— 「ウィズコロナ」の経済戦略と激甚化・頻発化する災害への対応
4. 「新たな日常」の実現
5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革
 - (1) 当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方
 - (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く _____ 8

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略
 - (1) 医療提供体制等の強化
 - (2) 雇用の維持と生活の下支え
 - (3) 事業の継続と金融システムの安定維持
 - (4) 消費など国内需要の喚起
2. 防災・減災、国土強靱化 — 激甚化・頻発化する災害への対応
3. 東日本大震災等からの復興
 - (1) 東日本大震災からの復興・再生
 - (2) 近年の自然災害からの復興

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

- ① デジタル・ガバメント実行計画の見直し及び施策の実現の加速化
- ② マイナンバー制度の抜本的改善
- ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
- ④ 分野間データ連携基盤の構築、オープンデータ化の推進

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進

(3) 新しい働き方・暮らし方

- ① 働き方改革
- ② 少子化対策・女性活躍
- ③ 教育・医療等のオンライン化
- ④ 公務員制度改革

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

- ① 書面・押印・対面主義からの脱却等
- ② デジタル時代に向けた規制改革の推進

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

- ① スマートシティの社会実装の加速
- ② 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出
- ③ 地域の中小企業の経営人材の確保
- ④ 地方都市の活性化に向けた環境整備
- ⑤ 公共サービスにおける民間活用
- ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ① 観光の活性化
- ② 農林水産業の活性化
- ③ 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- ④ 海外経済の活力の取込み
- ⑤ スポーツ・文化芸術の力

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

- ① 初等中等教育改革等
- ② 大学改革等

③ リカレント教育

(2) 科学技術・イノベーションの加速

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進

(2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止

① 就職氷河期世代への支援

② 最低賃金の引上げ

(3) 社会的連帯や支え合いの醸成

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制

(2) 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力

(3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとするのと歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。

中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を2020年度から3年間にわたって新たに実施するほか、既存の経験者採用等の取組についても、過去の採用実績を目安にしつつ着実に継続する。また、地方でも、それぞれの地方自治体の実情を踏まえた積極的な採用が行われるよう、国として引き続き要請していく。

② 最低賃金の引上げ

経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。

他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。

(3) 社会的連帯や支え合いの醸成

SDGs実現を含む社会的課題に取り組む民間の活動に対し、休眠預金の活用をはじめ、民間の寄附や資金、人材を広く呼び込む社会的ファイナンスの活用を促進する。NPO法⁸³に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人が活動しやすい環境を整備するとともに、社会的事業の活性化や官民連携による協働の促進を図る。

地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築、住宅セーフティネット制度等による暮らしと住まいの支援を進める。「認知症施策推進大綱」⁸⁴に基づく施策を実施するとともに、成年後見制度の利用を促進する。新たな「子供の貧困対策に関する大綱」⁸⁵に基づき、ひとり親家庭への支援など、子供の貧困対策に社会全体で取り組む。

健康、再犯防止、就労支援等の社会的事業において、成果連動型民間委託契約方式などの官民連携を進める。その際、民間資金を呼び込むSIB⁸⁶の積極的活用を図る。

満期釈放者対策としての更生保護施設による支援事業等の再犯防止⁸⁷を充実強化する。

障害児支援について、学校における医療的ケア体制の充実を図るとともに、医療的ケア児を含め、家庭と教育と福祉が連携し、一人一人の子供の状態に即したサービスが提供できるよう取組を進める。発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。難聴児の早期支援や高齢者の難聴などに向けた各地域における支援体制の構築を図るなど、ライフサイクルに応じた難聴対策の強化に取り組む。障害者の学びを推進するほか、障害者雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援、地域における障害者就労支援及び障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する⁸⁸。医療提供体制の充実など難病対策に取り組む。

⁸³ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）。

⁸⁴ 令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定。

⁸⁵ 令和元年11月29日閣議決定。

⁸⁶ Social Impact Bond。成果連動型民間委託契約方式による事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を成果に連動した地方自治体からの支払額等に応じて行うもの。

⁸⁷ 「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策関係閣僚会議決定）に基づく。また、修学支援を含む。

⁸⁸ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく。